

生活困窮者自立支援制度がスタートします

☆ 生活困窮者自立支援法が施行されます。

27年4月より、生活保護に至っていない生活困窮者に対するセーフティネットを構築し、包括的に支援する生活困窮者自立支援法が施行されます。町でも新たな政策分野である生活困窮者の自立生活支援について、相談支援事業など各種事業を行います。

☆ 対象者は生活に困窮している方です。

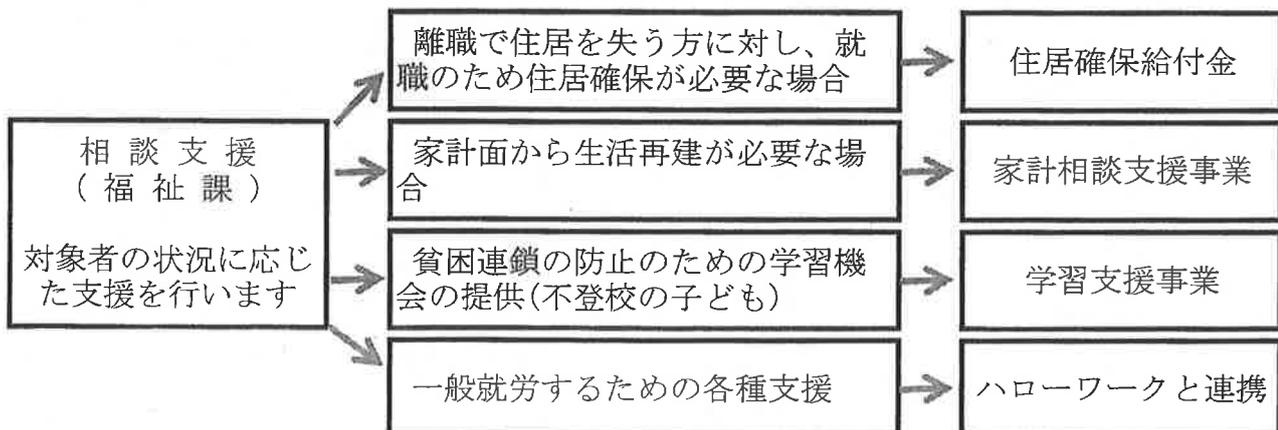
生活保護を受けていない方で、生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方が対象です。長期の失業や就労の未経験など、これまで制度の狭間で支援を受けられなかった複合的な課題を抱えた方に対応していきます。

☆ 福祉課にワンストップ窓口を設置します。

福祉課に相談窓口を設置し、専門性を有する支援員(主任相談支援員、相談支援員、就労支援員)が生活保護に陥る前に、早い段階で自立した生活に戻れるよう、その方の抱える様々な問題に対応した支援へつなぎます。

☆ 相談支援と他の支援が連携して支援します。

相談支援事業以外にも、①住居確保給付金の支給(離職により住居を失う方に対して、家賃相当額を支給)、②家計相談支援事業(家計管理に問題がある方に、家計再建を支援)、③学習支援事業(生活困窮家庭の子どもに学習機会を提供)などの法に定める事業や、ハローワークとの連携した就労支援を行います。



周囲に対象となるような方がおられましたら、福祉課への相談をお勧めください。